

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-10
許認可等の種類	県宝の現状変更等の許可				
根拠法令条例等・条項	文化財保護条例第13条第1項				
許認可等の概要	長野県宝に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合の許可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 建造物 現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財の価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p> <p>2 美術工芸品 (1) 現状変更等が指定物件の保存に支障となるおそれがあると認められるか否か。 (2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められるか否か。</p>				
基準の制定根拠	国の例に準拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	40日				
期間の制定根拠	過去の実績による				